# (仮称) 宇都宮市人権施策推進指針素案の概要について

# 第1 構成について(案)

- 第1章 基本的な考え方
  - 1 指針策定の趣旨
  - 2 指針の目標
  - 3 指針の位置付け
  - 4 指針策定の背景
- 第2章 様々な場を通じた人権施策の推進
  - 1 学校
  - 2 地域社会
  - 3 家庭
  - 4 企業
- 第3章 特定職業従事者に対する人権施策の推進
  - 1 市職員
  - 2 教職員・社会教育関係者
  - 3 医療・福祉関係者
  - 4 マスメディア関係者
- 第4章 重要課題への対応
  - 1 女性
  - 2 子ども
  - 3 高齢者
  - 4 障害者
  - 5 同和問題
  - 6 感染症患者等
  - 7 外国人
- 第5章 推進体制等
  - 1 推進体制
  - 2 全市的な取組機運の醸成のための方策の検討

### 第2 各章の概要について

### 第1章 基本的な考え方

#### 1 指針策定の趣旨

# (1) 人権とは

- ・ 人権とは、「人が人らしく生きていくために社会によって認められている権利であり、誰もが生れながらに持っている、誰からも侵されることのない基本的権利」である。
- ・ 日本国憲法は、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この 憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、 現在及び将来の国民に与へられる」(第11条)とした上で、「この憲法が日 本国民に保障する基本的人権は、現在及び将来の国民に対し、侵すことのでき ない永久の権利として信託されたものである」(第97条)として、国民の基 本的人権を保障している。
- ・ 憲法が保障する基本的人権とは、まず、「個人の尊厳と生命、自由及び幸福 追求の権利を尊重する」(第13条)とされ、また、「法の下では平等であり、 差別されない」(第14条)とし、さらに、個別具体的なものとして、「思 想・良心、表現、学問の自由」(第19条、第21条、第23条)や、「健康 で文化的な生活をおくる権利」(第25条)などである。

### (2) 人権が尊重される社会づくりの必要性

- ・ 人権が尊重される社会とは、自分の人権のみならず他人の人権についても正 しい理解をもつとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重 し合い、その共存を図っていくことができる社会をいうものである。
- ・ この社会を実現するためには、市民一人ひとりに、人権の意義や重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を敏感にとらえる感性や日常生活において 人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚・人権意識が身に付く ようにすることが必要である。
- ・ なお、人権という名のもとに自己の権利のみを強く主張する傾向が見受けられることがあるので、正しい人権意識が身に付くようにすることも必要である。

# (3) 本市における人権に関する取組と現状

市では、市民一人ひとりの基本的人権を尊重し、明るく幸せな社会づくりを目指して、人権問題を解決するため、啓発活動や学校、地域社会における教育活動など諸施策を実施してきた。(参考資料1)

しかし、平成14年7月に実施した世論調査では、今日の日本は基本的人権が 尊重されている社会であるとは一概にいえないとの答えが最も多く、人権が尊重 されていない状況にあるといえる。また、他人の人権を侵害したことが自分では 気づかなかったがあるかもしれないとの答えが4割あり、身近なところにおいて 人権を尊重するとはどういうものかということが理解されていない状況にあると いえる。(参考資料2)

以上のことから,「人権意識の高揚」は,依然,市政の重要な課題の一つである。

### (4) 指針策定の必要性

- ・ このようなことから、本市では、平成15年2月に第4次総合計画改定基本 計画を策定するに当たり、「まちづくりの課題」や「まちづくりの目標」、 「計画推進の基本姿勢」などの総論部分をはじめ、各論の中においても「男女 共同参画社会の実現」、「高齢者、障害者及び児童福祉の充実」など各種人権 施策に取り組むこととした。(参考資料3)
- ・ これまで、人権に関する事業については、女性、子ども、高齢者、障害者、 同和問題、感染症患者等、外国人など分野毎に各担当課において実施してきた が、今後、総合的かつ効果的に実施するためには、人権施策に関する市として の総体的な基本的考え方や施策の基本方向を明示する必要がある。
- ・ そこで、「宇都宮市人権施策推進指針」を策定することとした。

# 2 指針の目標

- ・ すべての人が、個人として尊重され、その人権が擁護されることは、平和で希望と活力のある社会や個人の能力が十分に発揮できる社会の基礎的な条件である。
  - ・ 市民一人ひとりに人権の概念及び価値が理解され、宇都宮市において人権という普遍的文化を構築する(人権について、お互いに理解し、尊重し合うことを暮らしの中の一つの文化として創造していくこと。)ことを目的に、人権尊重の精神の涵養を目指した教育活動、人権尊重の理念の普及高揚を図るために行う研修、広報などの啓発活動その他の各種人権施策を推進することを指針の目標とする。

### 3 指針の位置付け

- ・ この指針の策定は、「宇都宮市第4次総合計画改定基本計画」の総論部分をは じめ、各論の中においても人権にかかわる各種施策に取り組むこととしたことを 受けて、本市が今後実施すべき人権施策についての基本理念を明らかにし、主要 な人権分野における具体的施策の基本方向を示すものである。
- ・ この指針に基づき、本市が現在策定している分野別の計画との調整を図りながら、個別分野の枠組みを超えて人権施策を総合的に推進するとともに、市政の執行に当たっては、常に人権尊重の観点から十分に配慮するものとする。

### 4 指針策定の背景(人権をめぐる国内外の情勢)

### (1) 国際社会での人権尊重の取組

- ・ 国連は、昭和23(1948)年に「世界人権宣言」を採択し、この宣言に 法的拘束力を持たせて、その理念を実効あるものにするために、「国際人権規 約」や「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」をはじめとして 23にのぼる人権関係諸条約を採択するなど人権が尊重される社会の実現に取 り組んできた。
- ・ このような様々な取組にもかかわらず、地域紛争や民族紛争の多発により人 権をめぐる深刻な問題が表面化し、人権尊重に向けて取り組む気運が高まった。
- ・ そして、平成6 (1994)年に、平成7 (1995)年から平成16 (2004)年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択され、世界各国において「人権教育」を積極的に推進するよう「国連行動計画」が示された。
- ・ この国連行動計画は、各国において「国内行動計画」を策定し、実効ある人 権教育を実施することを求めている。

#### (2) 国内での人権尊重の取組

- ・ 日本国憲法の制定後,教育基本法,障害者基本法,高齢社会対策基本法,男 女共同参画社会基本法などの各種法律を制定し,種々の施策が実施されてき た。
- ・ 国は、「人権教育のための国連10年」の対応に当たっては、平成7年、 「人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、平成9年に「人権教育の ための国連10年」に関する国内行動計画を策定した。
- ・ また、平成12年、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定し、 人権の擁護に資することを目的に、人権教育・啓発に関する施策の推進に関す る国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置が定 められた。(参考資料4)
- ※ 中核市の策定状況(参考資料5)県内市町村の策定状況(参考資料5-2)

# 第2章 様々な場を通じた人権施策の推進

市民一人一人に、人権の意義や重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚・人権意識を十分身に付けることができるよう、「様々な場」を通じて人権施策を推進する。

	学校	地域社会	家庭	企業
(1) 現状と課題	<ul> <li>(現状)</li> <li>市においては、様々な人権問題にかかわる差別意識の解消を目指し、人権を尊重する教育を積極的に推進</li> <li>いじめは人権にかかわる重要な問題であり、「弱い者をいじめることは人間として絶対に許されることではない」という認識に立って、「人権を大切にする教育」を徹底</li> <li>(課題)</li> <li>しかしながら、学校では依然としていじめ、体罰などの問題が生じている。</li> <li>今後の学校教育ではのの個性を認め合うさるを大切にし、自他の人格を尊重し、お互いの個性を行動できた動でとが必必である。とのためには、ボランティア活動などの豊かな人間性を育成することが重要。そのためには、ボランティア活動などの豊かな体験の農かな体験の養会の充実が必要</li> <li>国際化、高齢化等が進展している状況の中で、価値観の多様性や異質性を容認することが求められている。</li> </ul>	動を基盤に、人権に関する学習ができるよう、生涯学習の一環として生涯学習センターや地域コミュニティセンター中心の講座開設や交流活動など、人権に関する多様な学習機会を提供・社会教育関係団体等に対し、人権に関する学習活動の主体的な展開の指導・助言や、県開催の人権教育指導者一般研修会への参加・各種啓発資料等の積極的活用等を通し、人権教育及び啓発を推進(課題)	(現状) ・ 家庭は、子どもいを通じて、人体のの重要・といる。とにといる。とにといる。という。とにという。とにという。とに、という。とに、という。とに、という。とに、という。という。という。という。という。という。という。という。という。という。	<ul> <li>(現状)</li> <li>・ 企業は、その活動を通じて地域や多くの市民との関わりがあり、また、社会を構成する一員でもあることから、社会的責任や社会的貢献が求められている。</li> <li>(課題)</li> <li>・ 障害者の法定雇用率達成の問題、高年齢者の継続雇用の問題、職場におけるセクシュアル・ハラスメント問題、男女の賃金や昇進等の格差是正などの問題が存在しており、人権教育・啓発の一層の取組が必要</li> </ul>
(2) 施策の基本方向	ア 子どもの発達段階に応じた人権教育の推進 イ 豊かな人間性を育成する教育の推進 ウ 指導内容・方法等の充実 エ 地域社会や家庭との連携	ア 人権啓発の推進 イ 生涯各期における学習機会の充実 ウ 学習プログラムの開発・提供 エ 人権教育に関する指導者の養成及び指導者 層の充実	ア 家庭教育及び子育て支援事業の推進 イ 相談体制の充実 ウ 関係団体との連携及び学習支援 エ 学習機会の充実及び情報提供 オ 「家庭の日」の普及・啓発 カ 人権意識の啓発	ア 公正な採用の確保 イ 企業における人権啓発への支援

# 第3章 特定職業従事者に対する人権施策の推進

人権にかかわりの深い特定の職業の従事者に対する人権教育・啓発の充実・支援等に努める。

	市 職 員	教職員・社会教育関係者	医療・福祉関係者	マスメディア関係者
(1) 現状と課題	市 職 員 ・ 市職員は、市民の日常生活のあらゆる場に 密接にかかわっており、市民の人権を守る立 場にあることから、常に人権尊重の視点に立 って業務を遂行することが求められている。 ・ 人権に配慮した行政を進めるうえでも、職 員一人一人が、人権問題に対する正しい理解 と認識を深めるとともに、豊かな人権感覚を 持つことが重要である。	教職員・社会教育関係者  ・ 子どもたちの人格形成や人権意識を高めるうえで、教職員の果たす役割は極めて重要である。したがって、教職員はその使命感を自覚し、自らの人権感覚を磨きながら幼児児童生徒の発達段階に即した人権教育を推進することが必要である。 ・ 地域社会において人権教育を指導し推進する立場にある社会教育主事や生涯学習センター職員などの社会教育関係職員に対しては、様々な人権問題について理解と認識を深めるとともに、指導力や人権意識の向上を図り、人権にかかわる問題の解決に資することができるようにする必要がある。	ア 医療関係者 医師,歯科医師,看護職員などの医療関係 者は,人々の生命や健康の維持・増進に直接 かかわる業務に従事していることから,業務 の遂行において,患者や家族のプライバシー に対する配慮などに努めるなど,人権意識に 根ざした行動や判断が求められている。 イ 福祉関係者 民生委員・児童委員,訪問介護員(ホーム ヘルパー),福祉施設職員など福祉関係者	マスメディア関係者 ・ 情報化社会の現代において、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディアが、人権教育・啓発の媒体として果たす社会的役割は大きくなっている。 ・ マスメディアは人々の人格形成や社会の風潮にも大きな影響を持っていることから、紙面・番組等の編集・制作を行う際に、適切な人権上の配慮が求められている。
(2) 施策の基本方向	・ 全職員が人権問題を自らの課題として受け 止め、人権尊重の視点に立って職務を遂行で きるよう、様々な人権課題に即した研修を実 施し、人権意識を醸成する。	<ul> <li>教職員が人権に関する正しい理解と人権尊重の理念についての十分な認識を持つことができるよう、組織的、計画的な研修・研究体制を整備する。</li> <li>参加体験型学習を取り入れるなど研修内容の充実を図り、教職員の資質の向上と指導力を強化する。</li> <li>社会教育関係職員に対しては、様々な人権問題について理解と認識を深めるとともに、指導力や人権意識の向上を図り、人権にかかわる問題の解決に資することができるよう、県等で開催する社会教育関係職員研修会への参加を促進する。</li> </ul>	が求められている。  ア 医療関係者 ・ 医療関係者に対し、インフォームド・コンセント(患者の診断や治療に当たって十分な説明を行い、患者がそれを理解、納得、同意した上で、医療行為を進めること)の理念の普及・徹底を図り、人権意識を一層向上させるための人権教育・啓発が推進されるよう要請する。 ・ 医療関係者を育成する養成所等で人権教育・啓発の拡充が図られるよう要請する。 イ 福祉関係者	が行われるよう促す。

# 第4章 重要課題への対応

人権教育・啓発の推進に当たっては、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、感染症患者等、外国人の重要課題に関して、それぞれ固有の問題点について取り組むとともに、個人の尊重と法の下の平等という普遍的な視点からも取り組む。

また、このほかにも人権をめぐる様々な問題が存在している。これらの人権問題についても、偏見や差別などが解消され、人権が尊重されるよう教育・啓発に努める。

	女性	子ども	高齢者	障害者	同和問題	感染症患者等	外国人
(1)	・国際社会	・国際社会	・国際社会	• 国	・国	HIV感染者	・国際社会
経緯	• <u>E</u>	• <b>玉</b>	• <u>国</u>	・市	・市	・国際社会	• <u>国</u>
	・市	・市	・市			• <u>玉</u>	· 市
						・市	
						ハンセン病	
						• <u>玉</u>	
						・市	

	女性	子ども	高齢者	障害者	同和問題	感染症患者等	外国人
(2)	・ 人々の意識には今な	・ 子どもを取り巻く環	・ 明るく活力ある高齢	・ 障害者は年々増加す	・ 同和問題の解消に向		・ 外国人登録者数の増
現状と課題	お、男女の役割に対す	境は,生活スタイルの	社会を実現するために	る傾向にあり、障害の	け、啓発活動を実施し	・ 21世紀を担う青少	加に伴い,保健・医
	る固定的な考え方が根	変化や少子化・核家族	は, 高齢者が, 健康で	重度化や重複化,障害	てきたものの, 平成	年をエイズから守るた	療, 労働, 教育など日
	強く残っており、真の	化の進行,学歴重視の	生きがいをもち安心し	者の高齢化が進行	14年に実施した世論	めに,学校教育の一環	常生活のあらゆる分野
	男女平等を実感できる	社会意識により、大き	て暮らせることが重要	<ul><li>障害者への無理解や</li></ul>	調査においては、4人	として性教育を積極的	で外国人と地域社会と
	には至っていない。	く変化	・ 高齢者夫婦世帯や高	偏見もあり、障害者の		に推進することが課題	のかかわりが深くなっ
	・豊かで活力ある社会	・ 社会変化の中で,人	齢者単身世帯が増加し	自立や社会参加を困難	対する人権侵害がある	・ HIV感染者やエイ	てきている。
	を構築していくために	と人との関係は希薄に	ていることから,家に	なものにしている。	と回答	ズ患者に対する差別や	
	は,男女が,互いにそ	なり,子育てに不安を	閉じこもりがちな高齢	・ 障害及び障害者に対		偏見が存在しているこ	<ul><li>グローバル化や情報</li></ul>
	の人権を尊重しつつ,	感じる親が増加した	者や一人暮らし高齢者	する正しい理解と認識	であり避けたほうが方	とから, エイズに対す	化の潮流の中,多様性
	責任を分かち合い、そ	り、子どもの自立や共	の孤独感や疎外感を解	を育むためには、啓発	がよいとの誤った意識	る正しい知識と理解の	が基本となるこれから
	の個性と能力を十分に	生の力を育む機会が減	消することが必要	活動とともに,学校,	に乗じて, あたかも同	普及に努めるととも	の地域社会にあって
	発揮することのできる	少	<ul><li>核家族化の進行や生</li></ul>	地域社会, 家庭, 職場	和問題の解決に努力し	に,これらの人々を支	は、自立した個人がお
	男女共同参画社会の実	・ 特に最近では児童虐	活様式の多様化などに	など様々な場におい		援し, 共に生きる社会	互いの違いを認め合い
	現が緊要な課題	待や不登校, いじめな	より, 家庭や地域にお	て,教育を推進してい	1	を構築していくことが	ながら共存していく意
		どが問題化	いて若い世代と高齢者	くことが重要	様々な不当な利益や義	求められている。	識の醸成が必要
	・ドメスティック・バ		がふれあう機会が減少		務なきことを要求する	ハンセン病患者	・日本に住む外国人に
	イオレンス、職場など	ための施策や,一人一	<ul><li>子供たちや若者が,</li></ul>	<ul><li>実際に障害者との交</li></ul>		<ul><li>ハンセン病患者の高</li></ul>	対して, 言語, 宗教,
	におけるセクシュア	人の個性を認め尊重す	高齢者に自然に接する	流・ふれあいを深める		齢化、後遺障害等の実	生活習慣等の違いか
	ル・ハラスメントの女	る教育などを実施して	ことができ、お互いが	ための様々な場を充実	る。	態を踏まえ、医療・福	ら,就労に際しての差
	性に対する暴力など	きたものの, 問題の解	理解しあい、お互いを	する必要		祉等の処遇の確保に万	別のほか、アパートや
	は,女性の人権を著し	決には至っていない。	思いやれるような温か	*		全を期すとともに、社	マンションへの入居拒
	く侵害するものであ		い福祉の心をはぐくむ	りその適正と能力に応	の重要な柱としてとら	会復帰が円滑に行わ	否,店舗等への立ち入
	る。	<ul><li>大人は子どもを一人</li></ul>	ことが大切	じて就労の場に就き,	え、教育及び啓発を積	れ、今後の社会生活に	り制限など様々なトラ
	・女性に対する暴力	の個人として認め、そ	・ 要介護者を抱える家	職業を通じて社会経済	極的に推進すること	不安がないよう、その	ブルが発生
	は,女性の人権に直接	して子ども自身も、自	族の心身の負担は非常	活動に参加し、安定し	が、今後に残された課	支援策の充実を図るこ	・ 外国人と日本人が相
	かかわる深刻な問題で	分に誇りと自信を持	に重くなっており、介	た生活と生きがいを見	題	とが必要	互に理解を深め,人権
	あり、社会的・構造的	ち、それぞれの個性を	護疲れの結果、家族の	いだしていくことは障		<ul><li>様々な場を通じてハ</li></ul>	を尊重し合う、「心の
	な問題としてとらえ対	認め尊重する意識を育	人間関係が損なわれ,	害者の自立と社会参加		ンセン病に関する正し	バリアフリー」を進め
	応していく必要	む必要	介護を必要とする高齢	の促進に重要		い知識の普及啓発に努	るとともに、日本人だ
	<ul><li>女性に対する暴力の</li></ul>					め、社会に根強く存在	けを対象としてきた社
	根底には女性の人権の	i i				する差別や偏見の解消	
	軽視があることから,	意見を理解しながら,	態が生じている。	・ 障害者にとって住み		に向けて, さらに一層	し、外国人も日本人と
	女性の人権尊重のため		・ 痴呆性高齢者などが			の努力をすることが求	同じように,一市民と
	の意識啓発や教育の充	次元に高めていくよう	悪徳商法にだまされた	必要		められている。	して安心して暮らして
	実を図り、その根絶が	な体験を積む必要	り、財産を勝手に処分	・「やさしさをはぐく			いけるような住みやす
	強く求められている。	<ul><li>子どもがくじけるこ</li></ul>	されたりするなどの問				い環境を整備し、国際
		となく自信を持って生	題も生じている。	を市と市民・事業者が			化のまちづくりを行っ
		きていけるような支援		協働で推進していくこ			ていくことが課題
		体制の整備が必要	・ 高齢者の人権に配慮	とが重要			
			した社会づくりを推進				
			するとともに、高齢者				
			の権利を守るための仕				
			組みが必要				

	女性	子ども	高齢者	障害者	同和問題	感染症患者等	外国人
(3)	ア 男女共同参画の形成	ア 子どもの人権を尊重	ア 教育・啓発活動の推	ア 教育の充実及び交流	ア 市民意識の啓発推進	ア 教育・啓発活動の推	ア 国際理解の推進
施策の基本方向	に向けた意識の変革	する意識啓発及び教育	進	の促進	(ア) 啓発活動の充実	進	(ア) 人権啓発活動の推
	(ア) 男女平等意識の啓	の推進	(ア) 学校教育の推進	(ア) 学校教育の充実	(イ) 人権の擁護	(ア) エイズ教育(性教	進
	発	(ア) 子どもの人権を尊	(イ) 啓発活動の推進	(イ) 社会教育の充実	(ウ) えせ同和行為の排	育)の推進	(イ) 各種講座や啓発事
	(イ) 男女平等意識を育	重する意識の啓発	イ 社会参加の促進と交	(ウ) 障害児教育の推進	除	(イ) エイズ・HIV感	業の開催
	む学校教育の推進	(イ) 生命を尊重する心	流の推進	(エ) 交流の促進	イ 人権を尊重する教育	染に関する啓発・広	イ 国際交流の促進
	(ウ) 男女の性別にとら	の育成	(ア) 社会活動への参加	イ 広報・啓発活動の推		報活動の推進	(ア) 姉妹都市交流の推
	われない家庭教育・	(ウ) 個性を認め尊重す	促進	進	(ア) 学校教育の充実	(ウ) ハンセン病に関す	進
	社会教育の充実	る取組の推進	(イ) 世代間交流の促進	ウ 雇用・就業の促進	(イ) 社会教育の充実	る啓発・広報活動の	(イ) 在住外国人との交
	(エ) 労働の分野におけ	(エ) 相談体制等の充実	(ウ) 生涯学習の機会の	(ア) 職業的自立の促進		推進	流の促進
	るパートナーシップ		確保	(イ) 事業主等への啓発		イ 自立・社会参加の支	
	の促進	する施策の充実	(エ) 雇用・就業機会の	活動の推進		援	(ア) 留学生との交流の
	(オ) メディアを主体的	(ア) 子どもの育ちを支	確保	エ 成年後見制度等の利			促進
	に読み解く環境の整		ウ 成年後見制度等の利	用支援			(イ) ネットワークづく
	備	識の啓発	用支援	オ 障害者に配慮した生			りの推進
	イ 女性の人権の尊重	(イ) 子どもが参加でき		活環境の確保			エ 在住外国人との共生
	(ア) リプロダクティ	る取り組みの推進	活環境の確保	(ア) 障害者にやさしい			(ア) 外国語での情報提
	ブ・ヘルツ&ライツ	(ウ) 子どもの育ちを支					供の促進
	(個人,特に女性の	援する体制の整備	居住環境の確保	(イ) やさしさをはぐく			(イ) 日本語講座の拡充
	健康の自己決定権を		(イ) やさしさをはぐく	む福祉のまちづくり			とボランティア日本
	保障する考え方で,	親子の立ち直り支援の	む福祉のまちづくり	の推進			語教師の養成
	妊娠, 出産等にかか	推進	の推進				(ウ) 相談体制の充実
	わる産む性としての	(ア) 虐待を許さない市					(エ) 外国人の意見を施
	身体的, 生理的機能	民意識の醸成					策に反映させる機会
	に着目した概念で,	(イ) 虐待防止のための					の拡充
	重要な人権の一つ)	意識啓発と体制の整					オ 国際交流活動拠点づ
	に関する知識の普及	備					くり
	(イ) 女性に対する暴力	(ウ) 親子の立ち直り支					
	の根絶に向けた取組	援の推進					
	の推進						
	(ウ) セクシュアル・ハ						
	ラスメント防止対策						
	の推進						
	(エ) 被害女性の相談事						
	業の充実						

# 第5章 推進体制等

- 1 推進体制
- ・ 庁内に人権施策推進委員会を設置し、毎年度、前年度に各課で実施した具体的な取組の総括と新年度に実施する施策の調整を行う。
- ・ 国, 県等の機関と連携, 協力し, 啓発活動を推進する。
- 2 全市的な取組機運の醸成のための方策の検討
- ・ 人権が尊重されるまちづくり推進の機運を醸成するため、指針策定後必要な方策を引き続き検討する。